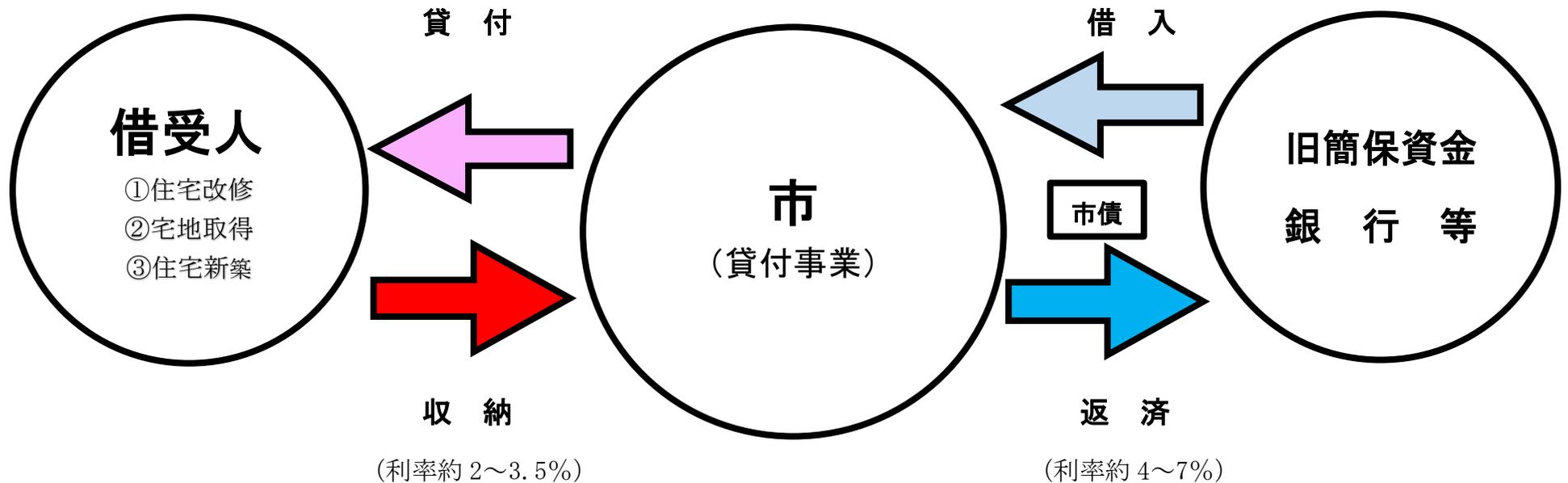


# 住宅新築資金等貸付事業の概要

歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境の改善を図るため、当該地域に係る住宅改修、宅地取得、住宅新築について、市（旧市町）が公共事業として必要な資金の貸付けを行った事業です。現在は、借受人からの収納と市債の返済事務を行っています。

## 住宅新築資金等貸付事業特別会計



※借受人からの収納は完済するまで受入れ

※市の返済は平成 29 年度終了